

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書																					
(あて先) 越谷市長	令和7年 4月 14日																				
提出者																					
住 所 埼玉県越谷市蒲生3875番地																					
氏 名 富士純薬株式会社																					
代表取締役社長 中崎 崇																					
電話番号 048-986-3191																					
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。																					
事業場の名称	富士純薬株式会社																				
事業場の所在地	埼玉県越谷市蒲生3875番地																				
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日																				
当該事業場において現に行っている事業に関する事項																					
① 事業の種類	化学工業																				
② 事業の規模	約13億円																				
③ 従業員数	30名																				
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">製造工程</td> <td style="width: 40%;">引火性廃油</td> <td style="width: 15%;">収集・運搬</td> <td style="width: 30%;">委託処理: 焼却、油水分離</td> </tr> <tr> <td>製造工程</td> <td>引火性廃油(有害)、強酸、強酸(有害)、強アルカリ(有害)、廃酸(有害)、廃アルカリ(有害)</td> <td>収集・運搬</td> <td>委託処理: 焼却</td> </tr> <tr> <td>製造工程</td> <td>強アルカリ</td> <td>収集・運搬</td> <td>委託処理: 焼却、中和</td> </tr> <tr> <td>製造工程</td> <td>廃油(有害)</td> <td>収集・運搬</td> <td>委託処理: 焼却、その他中間処理</td> </tr> <tr> <td>研究開発</td> <td>廃水銀等</td> <td>収集・運搬</td> <td>委託処理: ばい焼</td> </tr> </table>	製造工程	引火性廃油	収集・運搬	委託処理: 焼却、油水分離	製造工程	引火性廃油(有害)、強酸、強酸(有害)、強アルカリ(有害)、廃酸(有害)、廃アルカリ(有害)	収集・運搬	委託処理: 焼却	製造工程	強アルカリ	収集・運搬	委託処理: 焼却、中和	製造工程	廃油(有害)	収集・運搬	委託処理: 焼却、その他中間処理	研究開発	廃水銀等	収集・運搬	委託処理: ばい焼
製造工程	引火性廃油	収集・運搬	委託処理: 焼却、油水分離																		
製造工程	引火性廃油(有害)、強酸、強酸(有害)、強アルカリ(有害)、廃酸(有害)、廃アルカリ(有害)	収集・運搬	委託処理: 焼却																		
製造工程	強アルカリ	収集・運搬	委託処理: 焼却、中和																		
製造工程	廃油(有害)	収集・運搬	委託処理: 焼却、その他中間処理																		
研究開発	廃水銀等	収集・運搬	委託処理: ばい焼																		

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙1の通り

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特定有害産業廃棄物の削減に向け、使用原料の見直しや 該当製品の製造工程の見直しを行った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き製造方法を見直し、有機溶剤の使用量削減を検討する。 製品開発時において、特別管理産業廃棄物の発生量が少ない製法を 選択する。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 排出方法・荷姿変更等を処分委託業者へ情報提供し、契約内容の見直し を協議した。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 新たな製品の製造、既存品の製法変更等が行われる場合は、処分委託業 者と事前協議を行い、適切な管理方法等を確認する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t
(今後実施する予定の取組)		

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 主要な処分委託業者を視察し、廃棄物の処分方法や管理状況を確認した。また、当社への要望等を聞き取り社内共有することで、両者間の信頼関係構築を目指した。		

## (第5面)

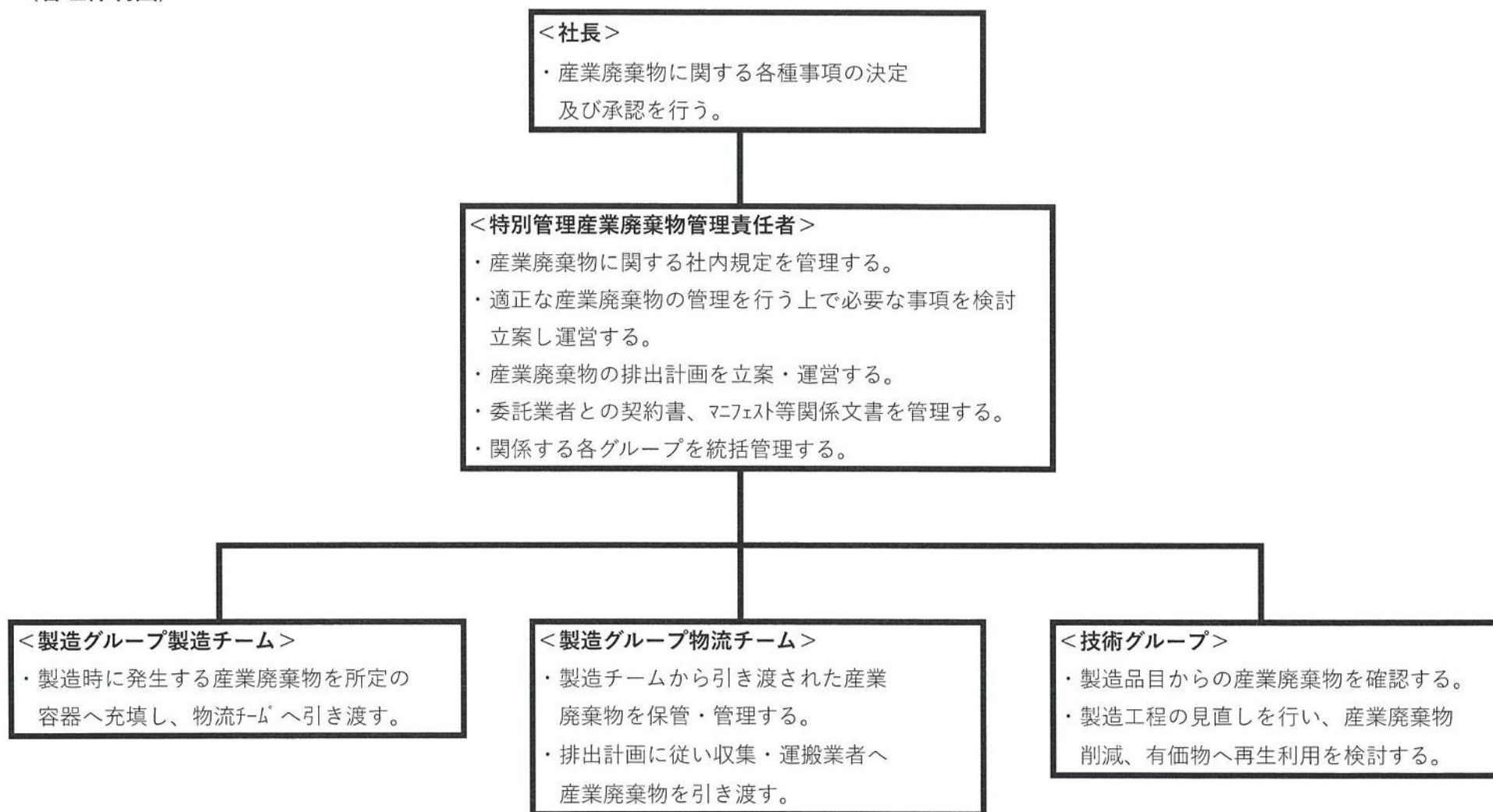
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2の通り	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>収集・運搬業者、または処分委託業者への積極的な視察を行い、適正な取り扱いが行われているか確認する。  収集・運搬業者、または処分委託業者と積極的に情報交換を行い、適正な廃棄物管理体制を維持する。</p>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	151 t	
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>引き続き電子マニフェストを利用する。  電子マニフェストシステムを使用できる人員を教育する。</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

# 【別紙1】 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



現状:前年度(令和6年度)実績量  
計画:今年度(令和7年度)計画量

単位:トン/年

(特別管理) 産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う (特別管理)産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う (特別管理)産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する (特別管理)産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を 行う(特別管理)産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
引火性廃油	118.5	110									118.5	110	118.5	110						
引火性廃油(有害)	4.4	4									4.4	4	4.4	4						
強酸	9	8									9	8	9	8						
強酸(有害)	0.8	0									0.8	0	0.8	0						
廃油(有害)	16.1	14.5									16.1	14.5	16.1	14.5						
廃酸(有害)	2.2	1									2.2	1	2.2	1						
合計	151	137.5	0	0	0	0	0	0	0	0	151	137.5	151	137.5	0	0	0	0	0	0